

○桑名市就学援助条例施行規則

平成28年3月30日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市就学援助条例（平成28年桑名市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号及び第2号中「桑名市に住所を有し」とあるのは、次の各号のいずれかに該当することをいう。

- (1) 桑名市内の住所で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載されており、現に居住していること。
- (2) 生命又は身体への危険を回避するため等の特別な理由により、転入届、転居届又は転出届その他の住民基本台帳法に基づく住民としての地位の変更に関する届出ができない場合は、当該理由及び桑名市内における居住実態の確認ができること。

(対象者)

第3条 条例第3条第2号に規定する就学援助の対象者は、次に掲げる第1号の認定収入額を第2号の認定需要額で除して得た割合が1.4以内の者とする。

- (1) 認定収入額 申請者及び当該申請者と生計を一にする世帯員（以下「同一生計世帯員」という。）の合計所得金額（就学援助を申請する年度の初日の属する年の前年（当該認定日の属する月が4月から6月までの場合にあつては前々年）の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を合算して得た金額）から社会保険料控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額を差し引いた額を12で除して得た額
 - (2) 認定需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準により算出した額
- 2 前項第1号中「申請者と生計を一にする世帯員」とあるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生計を一にしていないことが明らかである場合は、この限りではない。
- (1) 住民基本台帳上に同一世帯として編成されている者
 - (2) 住民基本台帳上は別世帯であるが、同一世帯員として申請書に記載されている者
 - (3) 住民基本台帳上は別世帯であるが、婚姻継続中の父母
- 3 条例第3条第3号に規定する就学援助の対象者は、次に掲げる第1号又は第2号に該当する者とする。
- (1) 年度の途中に生計の主宰者の死亡、傷病又は失業その他の理由により、経済状態が著しく変化した場合において、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
 - (2) 児童又は生徒が就学する学校の学校長（以下「学校長」という。）から特に援助が必要であると意見のあった者で、その意見が正当であると認められる者

(就学援助の額)

第4条 条例第4条第1項各号に規定する就学援助費の額は、別表に定める額とする。

(申請)

第5条 条例第5条の申請は、毎年度、就学援助申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 同一生計世帯員の所得等を証する書類（以下「所得証明書等」という。）
 - (2) 就学援助費支払金口座振替依頼書（様式第2号）
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、申請者の同意を得て桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が同一生計世帯員の認定収入額を公簿等によって確認できる場合は、所得証明書等の添付を免除することができる。
- 3 教育委員会は、申請書又は添付書類に不備があるときは、審査を保留し、相当な期間を定め、申請者に対して書類を補正し、又は改めて提出するよう審査保留通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の期間内に書類の補正又は提出がなかった場合は、当該申請を却下するものとする。この場合においては、就学援助申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するも

のとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、条例第6条の審査及び就学援助の要否を認定したときは、申請者へ就学援助認定通知書(様式第5号)又は就学援助否認定通知書(様式第6号)により通知するとともに、学校長へ就学援助審査結果通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

(就学援助費の支給)

第7条 条例第8条に規定する就学援助費の支給は、7月、12月及び3月の年3回に分けて支給するものとする。ただし、校外活動費(宿泊を伴うもの)、修学旅行費及び新入学児童生徒学用品費等の費目については、随時支給することができる。

2 教育委員会が前項の支給を決定したときは、就学援助費支給明細通知書(様式第8号)により就学援助費の認定を受けた保護者(以下「支給認定者」という。)に通知するものとする。

3 教育委員会は、支給認定者に学校給食費、学用品費その他の就学援助の対象となる費用の未納があるときは、支給する就学援助費を当該未納金に充当することができるものとする。

4 医療費は、学校長から医療券の交付申請があった者について、教育委員会から当該医療機関へ支払うものとする。

5 区域外就学の場合における就学援助費の支給は、次の各号に定めるところによる。ただし、生命又は身体への危険を回避するため等の特別な理由により住民基本台帳の住所と居住地が異なる場合は、関係市町村の協議により就学援助の実施者を定めることができる。

(1) 給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第12条第2項により、学校所在地の市町村が行う。

(2) 医療費 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条により、学校所在地の市町村が行う。

(3) 前各号以外の就学援助費 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)第2条により、保護者の住所地の市町村が給付を行う。

第8条 支給認定者が条例第9条に基づく委任をするときは、委任状(様式第9号)を提出するものとする。

2 条例第9条の委任を受けた学校長は、前条第3項の規定に基づき就学援助費を未納金に充当することができる。この場合において、充当をしてもなお残額があるときは、学校長は当該残額を支給認定者に支給しなければならない。

(変更等)

第9条 支給認定者は、条例第10条の規定による届出を行うときは、就学援助変更届(様式第10号)により行うものとする。

2 支給認定者が就学援助を辞退しようとするときは、就学援助辞退届(様式第11号)により教育委員会に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第10条 教育委員会は、条例第11条第2項の規定により就学援助を停止し、又は認定を取り消したときは、支給認定者へ就学援助停止・取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。

2 条例第11条第3項に規定する就学援助費の返還の額は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号に該当するとき 目的外に使用した全額

(2) 条例第11条第1項第2号に該当するとき 条例第3条に規定する要件に該当しなくなった後に受給した全額

(3) 条例第11条第1項第3号に該当するとき 全額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に桑名市就学援助費交付要綱を廃止する告示(平成28年桑名市教育委員会告示第6号)による廃止前の桑名市就学援助費交付要綱(平成18年桑名市教育委員会告示第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

就学援助費の種類	年間支給額	
	小学校	中学校
学校給食費	実費	実費
学用品費	11,420円	22,320円
通学用品費（第1学年を除く）	2,230円	2,230円
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,570円	2,270円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,620円	6,100円
修学旅行費	21,490円	57,590円
通学費（最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費であって、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する公共交通機関の旅客運賃）	実費 （ただし、39,290円を限度とする）	実費 （ただし、79,410円を限度とする）
新入学児童生徒学用品費等	20,470円	23,550円
医療費	実費	実費

就学援助申請書

年 月 日

（宛先）桑名市教育委員会

申請者（保護者）氏名

印

経済的理由により、就学が困難なため就学援助費を受けたいので申請します。

1 児童生徒	学 校 名					
	氏 名	(性別) 男・女 (学年)				学年
		(性別) 男・女 (学年)				学年
		(性別) 男・女 (学年)				学年
現 住 所	電話 () -					
. 1. 1 現在 市外に住んで みえた方	従前の住所					
2 世帯 状 況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等	所得額
3 家庭状況	<input type="checkbox"/> 母子家庭 <input type="checkbox"/> 父子家庭 <input type="checkbox"/> その他					
4 児童扶養手当 受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない					
5	具体的な理由（具体的な理由を必ずご記入ください。）					
同意事項	<p>就学援助の審査のために、私の世帯全員の収入状況等について関係機関の台帳の閲覧又は照会を行うことに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者（保護者）氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

注意事項

- 1 就学援助の支給を受けるために必要ですので、正確に記入してください。
- 2 虚偽による記載事項があった場合は、就学援助の支給を停止し、又は取り消すことがあります。
- 3 所得が不明な場合は、申請時の月収を記入してください。

学校名	
-----	--

就学援助費支払金口座振替依頼書(新規・変更)

私が桑名市から受ける支払金については、下記のとおり銀行等振込みによりお願いします。

年 月 日

(宛先)桑名市会計管理者

住所
保護者 氏名 (印)
電話 ()

児童・生徒名 (学年)
(学年)
(学年)

記

振 込 先	銀行 農協 信金 金庫	本店 支店 出張所	預金種別	口 座 番 号						
	金融機関コード	店舗コード	1 普通							
		2 当座								
	フリガナ [姓と名の間は 1マス空けて左 づめで記入して ください]									
	口座名義人									

※記入内容に誤りがあった場合は、振込入金されない場合があります。

(注) この依頼書により桑名市指定金融機関から上記口座に支払金の振込があったときは、桑名市から支払いを受けたことになります。

なお、記載に当たっては、次のことに留意してください。

- 1 預金種別は、該当するものに○印をつけてください。
- 2 この依頼書の内容を変更するときは、改めて届けてください。

年 月 日

様

桑名市教育委員会

審査保留通知書

先般、 年度就学援助費の受給申請を受けましたが、審査にあたって書類に不備があり、審査を保留としましたので通知します。つきましては、取り急ぎ、下記のとおり補正（提出）してください。なお、期日までに補正（提出）されない場合は、申請が却下される場合があります。

記

- 1 書類の必要な方 様
- 2 保留とした理由
- 3 補正（提出）期限 年 月 日
- 4 そ の 他

年 月 日

様

桑名市教育委員会

就学援助申請却下通知書

年 月 日提出の就学援助費の受給申請を受けましたが、期日を過ぎても書類の補正（提出）がないため、申請を却下しましたので通知します。

記

1 却下した理由

2 却下決定日 年 月 日

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

桑名市教育委員会

就学援助認定通知書

申請のありました、年度就学援助費について、審査の結果、下記のとおり認定しましたので
通知します。

記

学校 / 学年	児童・生徒名	認定年月日 / 認定区分

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

桑名市教育委員会

就学援助否認定通知書

申請のありました、年度就学援助費について、審査の結果、下記の理由により認定できませんでしたので通知します。

記

理由

学校 / 学年	児童・生徒名

様式第9号（第8条関係）

委任状

私は、桑名市立 学校長を代理人と定め、就学援助費の受領についての一切の権限を委任します。

なお、就学援助費の対象となる費用の未納があるときは、充当していただくことに異存ありません。

（宛先）桑名市教育委員会

年 月 日

住所

申請者（保護者）氏名

（印）

児童・生徒名 （ 学年 ）
（ 学年 ）
（ 学年 ）

就学援助変更届

年 月 日

（宛先）桑名市教育委員会

申請者（保護者）氏名

印

下記のとおり、変更がありましたので、届出します。

記

変更内容 (該当の番号に○をつけてください)	1	住所の変更	(前学校名)		
	2	学区外通学等による転校	(前学校名)		
	3	世帯構成の変更	(変更内容)		
	4	その他	(内容)		
変更年月日		年 月 日				
1 児童生徒	学校名					
	氏 名			(性別) 男・女 (学年) 学年		
				(性別) 男・女 (学年) 学年		
				(性別) 男・女 (学年) 学年		
	現住所		電話 () -			
旧住所						
2 世帯状況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等	所得額
3	住宅の状況	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 ()				
同意事項	就学援助の審査のために、私の世帯全員の収入状況等について関係機関の台帳の閲覧又は照会を行うことに同意します。					
	年 月 日 申請者（保護者）氏名 印					

注意事項

- 1 就学援助の支給を受けるために必要ですので、正確に記入してください。
- 2 虚偽による記載事項があった場合は、就学援助の支給を停止することがあります。
- 3 所得が不明な場合は、申請時の月収を記入してください。

様式第11号（第9条関係）

就学援助辞退届

年 月 日

（宛先）桑名市教育委員会

保護者氏名

印

私は、就学援助の受給を辞退したいので、下記のとおり届出します。

記

辞退年月日 年 月 日

在学名 学校

児童・生徒名 (学年)
(学年)
(学年)

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

様

桑名市教育委員会

就学援助停止・取消通知書

年度就学援助費について、下記のとおり支給を停止（取消）したので通知します。

記

- 1 受給対象児童生徒名
- 2 支給停止（取消）理由

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第6条関係)
様式第8号 (第7条関係)
様式第9号 (第8条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第10条関係)